

定期預金規定



花旗銀行

りゅうぎんの定期預金をご利用いただきありがとうございます。

目次

自動継続自由金利型定期預金規定 < 大口定期 >	1
自動解約型自由金利型定期預金規定 < 大口定期 >	2
自由金利型定期預金規定 < 大口定期 >	4
自動継続自由金利型定期預金 (M型) [スーパー定期] 規定	5
自動解約型自由金利型定期預金 (M型) [スーパー定期] 規定	8
自由金利型定期預金 (M型) [スーパー定期] 規定	11
自動継続利息分割受取型定期預金規定	14
自動解約型利息分割受取型定期預金規定	16
利息分割受取型定期預金規定	18
自動継続期日指定定期預金規定	20
期日指定定期預金規定	21
自動継続変動金利定期預金規定	21
自動解約型変動金利定期預金規定	24
変動金利定期預金規定	27
自動継続満期自由型定期預金規定	29
満期自由型定期預金規定	30
休眠預金等活用法に係る異動事由	31

自動継続自由金利型定期預金規定

< 大口定期 >

1. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については、継続日における当行所定の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について、通帳（証書）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、中間利払日に支払います。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 預入日の1カ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息はあらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金します。

③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行に提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期日前解約利息との差額を精算します。

期日前解約利息は、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第5位以下は切捨てます。）のうち、いずれか低い利率を適用します。ただし、Bの算式により計算した利率

が預入日の普通預金利率を下回る場合は、預入日の普通預金利率を適用します。
なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。

この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

- A. 6 カ月未満……………預入時における普通預金の利率
6 カ月以上 1 年未満……………預入時の 6 カ月もの標準金利×95%
1 年以上 2 年未満……………預入時の 1 年もの標準金利×95%
2 年以上 3 年未満……………預入時の 2 年もの標準金利×95%
3 年以上 4 年未満……………預入時の 3 年もの標準金利×95%
4 年以上 5 年未満……………預入時の 4 年もの標準金利×95%

$$B. \text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

(5) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日とする日割りで計算します。

以 上

自動解約型自由金利型定期預金規定

< 大口定期 >

1. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の 2 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について、通帳（証書）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。ただし、中間払利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行に提出してください。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の

残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期日前解約利息との差額を精算します。期日前解約利息は、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第5位以下は切捨てます。）のうち、いずれか低い利率を適用します。ただし、Bの算式により計算した利率が預入日の普通預金利率を下回る場合は、預入日の普通預金利率を適用します。

なお、期日前解約に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率適用は、当行が定めた日からとします。

A. 6カ月未満……………預入時における普通預金の利率

6カ月以上1年未満……………預入時の6カ月もの標準金利×95%

1年以上2年未満……………預入時の1年もの標準金利×95%

2年以上3年未満……………預入時の2年もの標準金利×95%

3年以上4年未満……………預入時の3年もの標準金利×95%

4年以上5年未満……………預入時の4年もの標準金利×95%

$$B. \text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割りで計算します。

2. (預金の解約)

(1) 通帳口のこの預金を満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行本支店に提出してください。

(2) 証書口のこの預金を満期日自動解約以外の方法で解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、当行本支店に提出してください。

3. (証書の効力)

証書口のこの預金で、満期日に元利金を指定口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当行本支店に返却してください。

以 上

自由金利型定期預金規定

< 大口定期 >

1. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について、通帳（証書）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。ただし、中間払利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行に提出してください。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期日前解約利息との差額を精算します。期日前解約利息は、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第5位以下は切捨てます。）のうち、いずれか低い利率を適用します。ただし、Bの算式により計算した利率が預入日の普通預金利率を下回る場合は、預入日の普通預金利率を適用します。

なお、期日前解約に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率適用は、当行が定めた日からとします。

A. 6カ月未満……………預入時における普通預金の利率

6カ月以上1年未満……………預入時の6カ月もの標準金利×95%

- 1年以上2年未満……………預入時の1年もの標準金利×95%
- 2年以上3年未満……………預入時の2年もの標準金利×95%
- 3年以上4年未満……………預入時の3年もの標準金利×95%
- 4年以上5年未満……………預入時の4年もの標準金利×95%

$$B. \text{ 約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割りで計算します。
以 上

自動継続自由金利型定期預金（M型）〔スーパー定期〕規定
<複利型>

1. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6カ月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行に提出してください。

(2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6カ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

- A. 6カ月未満……………預入時における普通預金の利率
- B. 6カ月以上1年未満……………預入時の6カ月もの標準金利×95%
- C. 1年以上2年未満……………預入時の1年もの標準金利×95%

D. 2年以上3年未満……………預入時の2年もの標準金利×95%

E. 3年以上4年未満……………預入時の3年もの標準金利×95%

F. 4年以上5年未満……………預入時の4年もの標準金利×95%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割りで計算します。

2. (一部解約)

当行がやむを得ないものと認めてこの預金を預入日から1年後の応当日（据置期間満了日）以降満期日前に1万円以上1円単位の金額で一部解約する場合は、解約する部分についての利息を前記1.に準じて計算し、次の範囲で一部解約する預金元金とともに支払います。

- ① 一部解約日の元金金額が300万円以上の場合
元金金額のうち300万円を超える金額部分
- ② 一部解約日の元金金額が300万円未満の場合
元金金額のうち任意に指定する金額部分

<単利型>

1. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について、通帳（証書）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を利息の一部として支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。

- ① 預入日の1カ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

- ② 自由金利型2年定期預金(M型)の中間払利息および満期払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
- A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
- B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一とするこの預金(以下「中間利息定期預金」といいます。)とします。中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。
- 満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金(M型)として継続します。
- ③ 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息はあらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳(証書)とともに当行に提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期日前解約利息との差額を精算します。
- なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。
- A. 6カ月未満……………預入時における普通預金の利率
- B. 6カ月以上1年未満……………預入時の6カ月もの標準金利×95%
- C. 1年以上2年未満……………預入時の1年もの標準金利×95%
- D. 2年以上3年未満……………預入時の2年もの標準金利×95%
- E. 3年以上4年未満……………預入時の3年もの標準金利×95%
- F. 4年以上5年未満……………預入時の4年もの標準金利×95%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

2. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、上記1.の規定を準用します。
- (2) 通帳口のこの預金の中間利息定期預金については、通帳を持参されたときに記載し、

次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。

なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

(3) 証書口のこの預金の中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。

なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②

中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、当行に提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書とともに当行に提出してください。

以 上

自動解約型自由金利型定期預金（M型）〔スーパー定期〕 規定

<複利型>

1. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6カ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6カ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

A. 6カ月未満……………預入時における普通預金の利率

B. 6カ月以上1年未満……………預入時の6カ月もの標準金利×95%

C. 1年以上2年未満……………預入時の1年もの標準金利×95%

D. 2年以上3年未満……………預入時の2年もの標準金利×95%

E. 3年以上4年未満……………預入時の3年もの標準金利×95%

F. 4年以上5年未満……………預入時の4年もの標準金利×95%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割りで計算します。

2. (一部解約)

当行がやむを得ないものと認めてこの預金を預入日から1年後の応当日（据置期間満了日）以降満期日前に1万円以上1円単位の金額で一部解約する場合は、解約する部分についての利息を前記1.に準じて計算し、次の範囲で一部解約する預金元金とともに支払います。

- ① 一部解約日の元金金額が300万円以上の場合
元金金額のうち300万円を超える金額部分
- ② 一部解約日の元金金額が300万円未満の場合
元金金額のうち任意に指定する金額部分

3. (預金の解約)

(1) 通帳口のこの預金を満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行本支店に提出してください。

(2) 証書口のこの預金を満期日自動解約以外の方法で解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、当行本支店に提出してください。

4. (証書の効力)

証書口のこの預金で、満期日に元利金を指定口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当行本支店に返却してください。

<単利型>

1. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について、通帳（証書）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を利息の一部として、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間利払利息を定期預金とすることができます。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

ただし、中間払利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行に提出してください。

B. 定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一とするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とします。中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期日前解約利息との差額を精算します。

なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

A. 6カ月未満……………預入時における普通預金の利率

B. 6カ月以上1年未満……………預入時の6カ月もの標準金利×95%

C. 1年以上2年未満……………預入時の1年もの標準金利×95%

D. 2年以上3年未満……………預入時の2年もの標準金利×95%

E. 3年以上4年未満……………預入時の3年もの標準金利×95%

F. 4年以上5年未満……………預入時の4年もの標準金利×95%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

2.（預金の解約）

(1) 通帳口のこの預金を満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行本支店に提出してください。

(2) 証書口のこの預金を満期日自動解約以外の方法で解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、当行本支店に提出してください。

3.（中間利息定期預金）

(1) 中間利息定期預金の利息については、上記1.の規定を準用します。

(2) 通帳口のこの預金の中間利息定期預金については、通帳を持参されたときに記載し、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金の元利金はこの預金とともに支払います。ただし、中間利息定期預金を満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

(3) 証書口のこの預金の中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。

なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに支払います。ただし、中間利息定期預金を満期日自動解約以外の方法で解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、当行に提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書とともに当行本支店に提出してください。

4. (証書の効力)

証書口のこの預金で、満期日に元利金を指定口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当行本支店に返却してください。

以 上

自由金利型定期預金 (M型) [スーパー定期] 規定

<複利型>

1. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)について、通帳(証書)記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって6カ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって6カ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。

この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

A. 6カ月未満……………預入時における普通預金の利率

B. 6カ月以上1年未満……………預入時の6カ月もの標準金利×95%

C. 1年以上2年未満……………預入時の1年もの標準金利×95%

D. 2年以上3年未満……………預入時の2年もの標準金利×95%

E. 3年以上4年未満……………預入時の3年もの標準金利×95%

F. 4年以上5年未満……………預入時の4年もの標準金利×95%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割りで計算します。

2. (一部解約)

当行がやむを得ないものと認めてこの預金を預入日から1年後の応当日（据置期間満了日）以降満期日前に1万円以上1円単位の金額で一部解約する場合は、解約する部分についての利息を前記1.に準じて計算し、次の範囲で一部解約する預金元金とともに支払います。

- ① 一部解約日の元金金額が300万円以上の場合
元金金額のうち300万円を超える金額部分
- ② 一部解約日の元金金額が300万円未満の場合
元金金額のうち任意に指定する金額部分

<単利型>

1. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について、通帳（証書）記載の中間利払利率による中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

ただし、中間払利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行に提出してください。

B. 定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一とするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とします。

中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

- ① 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

A. 6 カ月未満……………預入時における普通預金の利率

B. 6 カ月以上 1 年未満……………預入時の 6 カ月もの標準金利×95%

C. 1 年以上 2 年未満……………預入時の 1 年もの標準金利×95%

D. 2 年以上 3 年未満……………預入時の 2 年もの標準金利×95%

E. 3 年以上 4 年未満……………預入時の 3 年もの標準金利×95%

F. 4 年以上 5 年未満……………預入時の 4 年もの標準金利×95%

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日とする日割で計算します。

2. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、上記 1. の規定を準用します。

(2) 通帳口のこの預金の中間利息定期預金については、通帳を持参されたときに記載し、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。

なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または中間利息定期のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当行に提出してください。

(3) 証書口のこの預金の中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。

なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、当行に提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書とともに当行本支店に提出してください。

以 上

自動継続利息分割受取型定期預金規定

1. (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、通帳（証書）記載の利率（継続後の預金についてはその継続日の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、次によりあらかじめ指定された期間ごとに分割して支払います。

① 利息の支払が1カ月毎の場合

預入日の1カ月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、あらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金します。

② 利息の支払が2カ月毎の場合

預入日の2カ月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、指定口座に入金します。

③ 利息の支払が3カ月毎の場合

預入日の3カ月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、指定口座に入金します。

④ 利息の支払が6カ月毎の場合

預入日の6カ月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、指定口座に入金します。

⑤ 利息の支払が1年毎の場合

預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、指定口座に入金します。

(2) 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に指定口座に入金します。

(3) 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当店に提出してください。

(4) 継続を停止した場合のこの預金の利息（前記(1)の分割払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(5) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について

次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合は、その支払額（複数ある場合はその合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を精算します。（預入額が1,000万円未満のこの預金の場合は、解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日における普通預金利率とします。）

① 預入額が1,000万円未満の場合

- A. 6カ月未満……………預入時における普通預金の利率
- B. 6カ月以上1年未満……………預入時の6カ月もの標準利率×95%
- C. 1年以上2年未満……………預入時の1年もの標準利率×95%
- D. 2年以上3年未満……………預入時の2年もの標準利率×95%
- E. 3年以上4年未満……………預入時の3年もの標準利率×95%
- F. 4年以上5年未満……………預入時の4年もの標準利率×95%

② 預入額が1,000万円以上の場合

期限前解約利息は、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第5位以下は切捨てます。）のうちいずれか低い利率を適用します。ただし、Bの算式により計算した利率が預入日の普通預金利率を下回る場合は、預入日の普通預金利率を適用します。

- A. 6カ月未満……………預入時における普通預金の利率
- 6カ月以上1年未満……………預入時の6カ月もの標準利率×95%
- 1年以上2年未満……………預入時の1年もの標準利率×95%
- 2年以上3年未満……………預入時の2年もの標準利率×95%
- 3年以上4年未満……………預入時の3年もの標準利率×95%
- 4年以上5年未満……………預入時の4年もの標準利率×95%
- B. 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日（継続をしたときはその満期日）までに新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割りで計算します。

以 上

自動解約型利息分割受取型定期預金規定

1. (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、次によりあらかじめ指定された期間ごとに分割して支払います。

① 利息の支払が 1 カ月毎の場合

預入日の 1 カ月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、あらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金します。

② 利息の支払が 2 カ月毎の場合

預入日の 2 カ月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、指定口座に入金します。

③ 利息の支払が 3 カ月毎の場合

預入日の 3 カ月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、指定口座に入金します。

④ 利息の支払が 6 カ月毎の場合

預入日の 6 カ月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、指定口座に入金します。

⑤ 利息の支払が 1 年毎の場合

預入日の 1 年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、指定口座に入金します。

(2) 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に指定口座に入金します。

(3) 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当店に提出してください。

(4) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合は、その支払額（複数ある場合はその合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を精算します。（預入額が1,000万円未満のこの預金の場合は、解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日における普通預金利率とします。）

① 預入額が1,000万円未満の場合

- A. 6カ月未満……………預入時における普通預金の利率
- B. 6カ月以上1年未満……………預入時の6カ月もの標準利率×95%
- C. 1年以上2年未満……………預入時の1年もの標準利率×95%
- D. 2年以上3年未満……………預入時の2年もの標準利率×95%
- E. 3年以上4年未満……………預入時の3年もの標準利率×95%
- F. 4年以上5年未満……………預入時の4年もの標準利率×95%

② 預入額が1,000万円以上の場合

期限前解約利息は、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第5位以下は切捨てます。）のうちいずれか低い利率を適用します。ただし、Bの算式により計算した利率が預入日の普通預金利率を下回る場合は、預入日の普通預金利率を適用します。

- A. 6カ月未満……………預入時における普通預金の利率
- 6カ月以上1年未満……………預入時の6カ月もの標準利率×95%
- 1年以上2年未満……………預入時の1年もの標準利率×95%
- 2年以上3年未満……………預入時の2年もの標準利率×95%
- 3年以上4年未満……………預入時の3年もの標準利率×95%
- 4年以上5年未満……………預入時の4年もの標準利率×95%
- B. 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日までに新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割りで計算します。

2. (預金の解約)

(1) 通帳口のこの預金を満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行本支店に提出してください。

(2) 証書口のこの預金を満期日自動解約以外の方法で解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、証書とともに当行本支店に提出してください。

3. (証書の効力)

証書口のこの預金で、満期日に元利金を指定口座に入金した後は、証書は無効となりま

すので、直ちに当行本支店に返却してください。

以 上

利息分割受取型定期預金規定

1. (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、次によりあらかじめ指定された期間ごとに分割して支払います。

① 利息の支払が 1 カ月毎の場合

預入日の 1 カ月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、あらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金します。

② 利息の支払が 2 カ月毎の場合

預入日の 2 カ月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、指定口座に入金します。

③ 利息の支払が 3 カ月毎の場合

預入日の 3 カ月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、指定口座に入金します。

④ 利息の支払が 6 カ月毎の場合

預入日の 6 カ月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、指定口座に入金します。

⑤ 利息の支払が 1 年毎の場合

預入日の 1 年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、指定口座に入金します。

(2) 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日以後にこの預金とともに支払います。

(3) 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行に提出してください。

(4) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (5) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利行きは、預入日（継続をした時は最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合は、その支払額（複数ある場合はその合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を精算します。

（預入額が1,000万円未満のこの預金の場合は、解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日における普通預金利率とします。）

① 預入額が1,000万円未満の場合

- A. 6カ月未満……………預入時における普通預金の利率
- B. 6カ月以上1年未満……………預入時の6カ月もの標準利率×95%
- C. 1年以上2年未満……………預入時の1年もの標準利率×95%
- D. 2年以上3年未満……………預入時の2年もの標準利率×95%
- E. 3年以上4年未満……………預入時の3年もの標準利率×95%
- F. 4年以上5年未満……………預入時の4年もの標準利率×95%

② 預入額が1,000万円以上の場合

期限前解約利息は、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第5位以下は切捨てます。）のうちいずれか低い利率を適用します。

ただし、Bの算式により計算した利率が預入日の普通預金利率を下回る場合は、預入日の普通預金利率を適用します。

- A. 6カ月未満……………預入時における普通預金の利率
- 6カ月以上1年未満……………預入時の6カ月もの標準利率×95%
- 1年以上2年未満……………預入時の1年もの標準利率×95%
- 2年以上3年未満……………預入時の2年もの標準利率×95%
- 3年以上4年未満……………預入時の3年もの標準利率×95%
- 4年以上5年未満……………預入時の4年もの標準利率×95%
- B. 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日までに新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割りで計算します。

以 上

自動継続期日指定定期預金規定

1. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数について次の利率を用いて 1 年複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により取扱います。

① 預入日から満期日までの期間が 1 年以上 2 年未満の場合…通帳（証書）記載の「1 年以上 2 年未満」利率

② 預入日から満期日までの期間が 2 年以上の場合…通帳（証書）記載の「2 年以上」利率（以下「約定利率」といいます。）

(2) 継続後のこの預金の利息についても上記(1)の方法により計算します。

(3) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) 当行がやむをえないものと認めて、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 3 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

A. 6 カ月未満……………預入時における普通預金の利率

B. 6 カ月以上 1 年未満……………預入時の 1 年もの標準金利×95%

C. 1 年以上 2 年未満……………預入時の 1 年もの標準金利

D. 2 年以上 3 年未満……………預入時の 2 年もの標準金利

(5) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日とする日割で計算します。

2. (非課税貯蓄限度超過時の取扱い)

前記 1. (1)(2)に規定する利息の元金への組入れにより口座の非課税限度額を超過するときは、次により取扱います。

(1) 利息を指定の預金口座に入金のうえ、元金を継続します。

(2) 預金口座の指定のない場合は、利息は現金で支払い、元金を継続します。

利息を受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店に提出してください。

以 上

期日指定定期預金規定

1. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）について、次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、満期日以後に元金とともに支払います。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合…通帳（証書）記載の「1年以上2年未満」利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合…通帳（証書）記載の「2年以上」利率（以下「約定利率」といいます。）
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

 - A. 6カ月未満……………預入時における普通預金の利率
 - B. 6カ月以上1年未満……………預入時の1年もの標準金利×95%
 - C. 1年以上2年未満……………預入時の1年もの標準金利
 - D. 2年以上3年未満……………預入時の2年もの標準金利
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

以 上

自動継続変動金利定期預金規定

<複利型>

1. (自動継続)

- (1) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としてその6カ月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続時における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (2) 上記(1)の利率算定方式は、継続前と継続後とで変更することがあります。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6ヵ月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について、通帳（証書）記載の利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記1.（1）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6ヵ月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店に提出してください。

- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって6ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。

- A. 6ヵ月未満……………預入時における普通預金の利率
- B. 6ヵ月以上1年未満……………約定利率×40%
- C. 1年以上1年6ヵ月未満…約定利率×50%
- D. 1年6ヵ月以上2年未満…約定利率×60%
- E. 2年以上2年6ヵ月未満…約定利率×70%
- F. 2年6ヵ月以上3年未満…約定利率×90%

- (4) この預金の付利単価は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

<単利型>

1.（自動継続）

- (1) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としてその6ヵ月後の応当日を満期日

とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続時における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(2) 上記(1)の利率算定方式は、継続前と継続後とで変更することがあります。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6カ月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6カ月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

- ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6カ月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）について、通帳（証書）記載の中間利払利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
- ② 中間利払日数について、通帳（証書）記載の利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記1.(1)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数について、約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）を差引いた残額をあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行に提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書

替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。

この場合、期日前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を精算します。

なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。

A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6カ月未満……………預入時における普通預金の利率
- b. 6カ月以上1年未満……………約定利率×50%
- c. 1年以上3年未満……………約定利率×70%

B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6カ月未満……………預入時における普通預金の利率
- b. 6カ月以上1年未満……………約定利率×40%
- c. 1年以上1年6カ月未満……………約定利率×50%
- d. 1年6カ月以上2年未満……………約定利率×60%
- e. 2年以上2年6カ月未満……………約定利率×70%
- f. 2年6カ月以上3年未満……………約定利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

以 上

自動解約型変動金利定期預金規定

<複利型>

1. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6カ月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6カ月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として

別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について、通帳（証書）記載の利率（前記1.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6カ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって6カ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。

- A. 6カ月未満……………預入時における普通預金の利率
- B. 6カ月以上1年未満……………約定利率×40%
- C. 1年以上1年6カ月未満……………約定利率×50%
- D. 1年6カ月以上2年未満……………約定利率×60%
- E. 2年以上2年6カ月未満……………約定利率×70%
- F. 2年6カ月以上3年未満……………約定利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

3. (預金の解約)

- (1) 通帳口のこの預金を満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行本支店に提出してください。
- (2) 証書口のこの預金を満期日自動解約以外の方法で解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、当行本支店に提出してください。

4. (証書の効力)

証書口のこの預金で、満期日に元利金を指定口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当行本支店に返却してください。

<単利型>

1. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6カ月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6カ月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6カ月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)について、通帳(証書)記載の中間利払利率(前記1.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日以後にあらかじめ指定された預金口座(以下「指定口座」といいます。)へ入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し通帳(または証書)とともに当行に提出してください。

② 中間利払日数について、通帳(証書)記載の利率(前記1.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数について約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。

この場合、期日前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を精算します。

なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。

A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a. 6カ月未満……………預入時における普通預金の利率

b. 6カ月以上1年未満……約定利率×50%

c. 1年以上3年未満……約定利率×70%

B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a. 6カ月未満……預入時における普通預金の利率

b. 6カ月以上1年未満……約定利率×40%

c. 1年以上1年6カ月未満…約定利率×50%

d. 1年6カ月以上2年未満…約定利率×60%

e. 2年以上2年6カ月未満…約定利率×70%

f. 2年6カ月以上3年未満…約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

3. (預金の解約)

(1) 通帳口のこの預金を満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行本支店に提出してください。

(2) 証書口のこの預金を満期日自動解約以外の方法で解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、当行本支店に提出してください。

4. (証書の効力)

証書口のこの預金で、満期日に元利金を指定口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当行本支店に返却してください。

以 上

変動金利定期預金規定

<複利型>

1. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6カ月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6カ月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について、通帳(証書)記載の利率(前記1.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって6カ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって6カ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。

A. 6カ月未満……………預入時における普通預金の利率

B. 6カ月以上1年未満……………約定利率×40%

C. 1年以上1年6カ月未満…約定利率×50%

D. 1年6カ月以上2年未満…約定利率×60%

E. 2年以上2年6カ月未満…約定利率×70%

F. 2年6カ月以上3年未満…約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

<単利型>

1. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6カ月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6カ月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6カ月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)について、通帳(証書)記載の中間利払利率(前記1.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日以後にあらかじめ指定された預金口座(以下「指定口座」といいます。)へ入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し通帳(証書)とともに当行に提出してください。

- ② 中間利払日数について、通帳（証書）記載の利率（前記1.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数について約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。この場合、期日前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を精算します。なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。
- A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- a. 6カ月未満……………預入時における普通預金の利率
 - b. 6カ月以上1年未満……………約定利率×50%
 - c. 1年以上3年未満……………約定利率×70%
- B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- a. 6カ月未満……………預入時における普通預金の利率
 - b. 6カ月以上1年未満……………約定利率×40%
 - c. 1年以上1年6カ月未満……………約定利率×50%
 - d. 1年6カ月以上2年未満……………約定利率×60%
 - e. 2年以上2年6カ月未満……………約定利率×70%
 - f. 2年6カ月以上3年未満……………約定利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

以 上

自動継続満期自由型定期預金規定

1. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約をするときは解約時、一部支払いをするときは一部支払時）に預入日から最長お預り期限（解約をするときは解約日、ただし、最長お預り期限以後に解約をするときは最長お預り期限。一部支払いをするときは一部支払日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた当行所定の利率（継続後の預金については継続日）によって6カ月複利の方法で計算します。ただし、一部支払いをするときのこの

預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

- A. 6 カ月以上1 年未満
 - B. 1 年以上2 年未満
 - C. 2 年以上3 年未満
 - D. 3 年以上4 年未満
 - E. 4 年以上5 年未満
 - F. 5 年
- (2) 継続後の預金利息についても前項と同様の方法によります。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金するか、または元金に組入れます。
- (4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。
- (5) 継続を停止し、最長お預り期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長お預り期限以後の利息は最長お預り期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を預入日の6 カ月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (7) この預金の付利単位は1 円とし、1 年を3 6 5 日とする日割で計算します。

以 上

満期自由型定期預金規定

1. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時（一部支払いをする時は一部支払時）に預入日から解約日（最長お預り期限以後に解約するときは最長お預り期限。一部支払いをするときは一部支払日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた当行所定の利率によって6 カ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

- A. 6 カ月以上1 年未満
- B. 1 年以上2 年未満
- C. 2 年以上3 年未満
- D. 3 年以上4 年未満
- E. 4 年以上5 年未満
- F. 5 年

- (2) 最長お預り期限後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長お預り期限以後の利息は最長お預り期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を預入日の6カ月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

以 上

休眠預金等活用法に係る異動事由

当行は、この預金について、当行のホームページに掲載する事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律にもとづく異動事由として取扱います。

以 上